

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

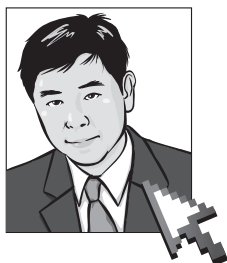
税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

新たに事業を開始 した方向けFAQ (2)

#305 熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

東京税理士会会員相談室委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。 ta@lotus21.co.jp

個人8
法人5

インボイス発行事業者の登録を受けましたが、しばらくして必要ないと感じたらすぐに登録を取り消すことができるのでしょうか？

インボイス発行事業者の登録自体は取り消すことが可能であるが、登録の取消しは課税期間単位で行うこととなる。

1 登録取消届出書の効力

インボイスの登録を受けた適格請求書発行事業者は、登録取消届出書（適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書）を提出しない限り、課税事業者として申告義務が発生する。

登録取消届出書を税務署長に提出した場合には、インボイスの登録が取り消され、インボイスの効力が失効する（消法57の2⑩一）。

適格請求書発行事業者が翌年又は翌事業年度から登録を取り止めようとする場合には、その課税期間の初日から起算して15日前の日までに登録取消届出書を提出しなければならない（消法57の2⑩一、消令70の5③）。

なお、登録取消届出書については提出期限を定めたものではないため、国税通則法10条2項（期限の特例）の規定は適用されない。よって、課税期間の初日から起算して15日前の日が土日祝日などであっても、届出書の提出期限はその翌日に延長されないことに注意する必要がある（インボイスQ&A問13）。

	翌年（翌事業年度）から登録を取り消す場合の登録取消届出書の提出期限
個人事業者	当年の12月17日
3月決算法人	当事業年度の3月17日
9月決算法人	当事業年度の9月16日

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい